（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材として複製又は翻訳及び複製
金額の単位：円

No.	裁定を申請する著作物						利用方法（複製・翻訳・譲渡）			原文の利用			翻訳利用			補償金の額（税込み・単位：円）	
	題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（高校入試英語問題の区分）				利用する教材										
			学校名	入試年度	実施日	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	使用料率	使用ページ／総ページ：(a)	使用料率	使用ページ／総ページ：(b)	使用料率を適用した場合の合計額：(c)＝(a)＋(b)	(c)もしくは2,000円のいずれか高い額
1	不明	不明	釧路公立大学	2013	2013／03／08	中期日程	4	和文	釧路公立大学	1,900	1,350	5％	0.25／248	2.5％	／248	0	129	2,000	2,160
2	不明	不明	釧路公立大学	2014	2014／03／08	中期日程	4	和文	釧路公立大学	1,900	1,350	5％	0.25／248	2.5％	／248	0	129	2,000	2,160
3	不明	不明	兵庫県立大学	2014	2014／02／25	前期日程	2	英文	兵庫県立大学（経済・経営・看護学部）	1,900	2,600	5％	2／416	2.5％	／416	0	1,187	2,000	2,160
4	不明	不明	兵庫県立大学	2014	2014／02／25	前期日程	3	和文	兵庫県立大学（経済・経営・看護学部）	1,900	2,600	5％	0.25／416	2.5％	／416	0	148	2,000	2,160
5	不明	不明	兵庫県立大学	2014	2014／03／12	後期日程	1	英文	兵庫県立大学（経済・経営・看護学部）	1,900	2,600	5％	2.25／416	2.5％	／416	0	1,335	2,000	2,160
6	不明	不明	埼玉医科大学	2013	2013／01／29	前期（1／29実施分）	6〔E〕	英文	埼玉医科大学（医学部）	3,600	2,350	5％	0.25／744	2.5％	0.25／744	71	213	2,000	2,160
7	不明	不明	武蔵野美術大学	2016	2016／02／09	一般入試B日程	1	英文	武蔵野美術大学	1,980	1,950	5％	1.25／288	2.5％	／288	0	837	2,000	2,160
																	計		15,120

○厚生労働省告示第二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に残留する2，2－ＤＰＡの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するアザメチホスの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及び乳に残留するアスポキシシリンの量の限度、小麦、大麦及びひまわりの種子に残留するイマザ